

一般国道191号法面崩壊を受けた道路法面の緊急パトロール結果について

1 要旨

平成30年6月6日(水)に山県郡安芸太田町津浪の一般国道191号で発生した法面崩壊を受け、平成30年6月8日(金)から6月11日(月)にかけて、県内の近年土砂崩落等を起こした路線を中心に、パトロールを行った結果、通行規制を伴う緊急対応を要する箇所はなかった。

引き続き、走行時には走行注意区間などの道路情報に十分留意していただきたい。

2 緊急点検

(1) 点検対象箇所

過去5年間に、道路災害規制(土砂崩れ、落石)を行った全路線

【点検箇所】

路線名	路線数	路線延長(km)
西部建設事務所	9	80
呉支所	16	227
廿日市支所	7	106
安芸太田支所	9	225
東広島支所	9	129
東部建設事務所	28	351
三原支所	15	244
北部建設事務所	2	33
庄原支所	16	288
合計	111	1,683

(2) 実施時期

平成30年6月8日(金)～平成30年6月11日(月)

※なお、被災が生じた安芸太田支所管内においては、先行的に6月7日(木)から実施

(3) 点検内容

職員による点検を基本とし、法面施設等の変状の有無などを路上からの目視により、確認

3 点検結果

- ・ いずれの路線も規制を伴う緊急対応を要する箇所はなし
- ・ 本点検における対応を実施した箇所は次のとおり

(1) 廿日市支所(乙瀬小方線)

- ・ モルタル吹付上部の斜面上の、道路に落下する可能性のある40cm角の石の撤去

(2) 三原支所(三原本郷線)

- ・ 法面縦排水の落葉等の除去
- ・ モルタル吹付法面の小段上の道路に落下する可能性のある倒木の撤去